

～家族が仲良く暮らしていくためには、夫婦の協力体制がとても大切です～

◆家事をした夫に対して、言ってしまった妻の一言◆

「え?! まだ終わってないの?」・・・男性の4割は、家事に協力していると認識していますが、「まだ終わってないの?家事は山ほどあるのに…」と夫婦の認識の違いが出た一言。

「私がいつもしている方法でお願いね」・・・掃除を分担したが、全く違う方法で掃除をしている夫に対して、自分のやり方・ルールを押し付ける妻の「しまった!」発言。



内閣府では、夫婦が本音で話せる魔法のシート「〇〇家作戦会議」を作成しています。その中で家族が仲良く暮らしていくためのポイントは♪素直な気持ちを伝えてみよう♪2人の今を再確認!♪「家のこと」のシェアの仕方を考えよう♪3年後の自分たちを想像してみよう♪の4つ具体的な実践についても紹介していますので、ぜひ活用して下さい。



「〇〇家作戦会議」とは、日々の家事や育児の項目を洗い出し、どのようにシェアし、お互いに支え合うのがよいのかを確認し合うためのコミュニケーションツールです。



ダウンロードはこちらから→



都城市男女共同参画センター相談窓口のご案内

○女性総合相談 【相談専用電話 0986-23-7157】

電話相談、面接相談（面接の場合は要予約）
相談日：月～金曜日（祝日、年末年始は除く）
相談時間：10:00～16:00

○こころの相談（女性カウンセラー）

毎月第3火曜日 14:00～16:00

○法律相談（女性弁護士）

毎月第4火曜日 13:00～16:00

※女性対象

※要予約

※開催曜日が変更になる場合があります



○サポステ出張相談会

毎月第2又は第4木曜日 14:00～16:00 ※受付は開催当日の14:30まで

対象者：就職を目指す15～49歳までの無業の方とその家族

発行/都城市男女共同参画センター

〒885-8555 都城市姫城町6街区21号 /TEL 0986-23-2121 /FAX 0986-21-3034

都城市男女共同参画センターだより

Vol. 4

The Miyakonojo

Center For Gender Equality

～ News Letter ～

「男性は仕事、女性は家庭」という考え方や男性の家事・育児参画へのイメージなど、パートナーや家庭で話し合うことができているでしょうか？

性別に関わりなく一人ひとりの人権が尊重される、**男女共同参画社会**づくりを進めていきましょう。



毎年11月12日～25日は
「女性に対する暴力をなくす運動」週間です。

毎年11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」週間です。



暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に配偶者等からの暴力(DV)、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為や人身取引等、女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものです。

会社や学校などで

セクシュアル・ハラスメント

いわゆる性的いやがらせで、相手を不快にさせる性的な発言や行動をいいます

- 例
 - ・上司の誘いを断ったら、仕事で無視された…
 - ・先生がやたらとい体に触れるのがイヤ…



夫や恋人、パートナーから

DV (ドメスティック・バイオス)

配偶者や恋人・パートナーなど親密な関係にある、又は親密な関係にあった相手からの暴力のことをいいます

- 例
 - ・平手で打つ、なぐるふりをして脅す…
 - ・メールや電話をチェックする…



元恋人や交際を断った相手などから

ストーカー行為

恋愛や好意の感情、またはその感情がみだされなかったことへの恨み等の感情から、特定の人に繰り返すつきまとう等の行為のことをいいます

- 例
 - ・元恋人が行動を見張ったり、つきまとうので怖い…



このほかに、「性犯罪」「売買春」「人身取引」などがあります。

※人身取引とは、売春や強制労働をさせるなどの搾取目的で、暴力、脅迫、誘拐、詐欺などの手段を用いて、人を移動したり、隠したり、受け取ったりする行為です

気を付けよう！



アイドルになりませんか！

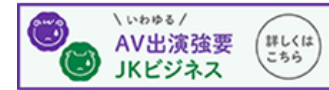


甘い言葉
おいしい話

チャットで
会話するだけ！



被害をなくす・被害にあわないためにも、私たち一人ひとりが正しい知識を身につけることが必要です。内閣府男女参画局のホームページには、女性に対する暴力についてさまざまな事例・被害を受けた後の症状・対処法・相談窓口が掲載されていますので、ぜひ一度御覧ください。



性暴力被害者支援センター

さぼーとねっと宮崎

性被害にあわれた方やその家族の方などが、安心して相談し、必要な支援を受けることができるよう、宮崎県が開設した相談窓口です。



男性にとっての男女共同参画

「男女共同参画」は男性にとっても

生きがいのある社会を目指す上で重要な課題です。

例えば このような経験はありませんか。

- ・毎日残業が多く、仕事と生活のバランスが取りにくい
- ・育児休業の取得を言い出しにくい職場の雰囲気があった

男女共同参画社会を実現するためには、性別による役割分担意識の

解消や、長時間労働の抑制などの働き方の見直しによって、

男性にとっても地域や家庭へ参画しやすい環境づくりが求め

られます。男女共同参画の意義や取り組みについて、

男性の立場・視点から理解を深めていただけるよう情報を発信し

ています。。内閣府男女共同参画局ホームページより抜粋